

各会派代表者会議（H23.6.9～6.22）

## 議会改革特別委員会設置に係る決定事項・関係事項

- 1 会議は公開とする
- 2 設置目的（検討項目）は「議会改革に関すること（自治法96条2項に基づく議決事件条例の制定、議会基本条例の制定、議員定数条例の改正の検討など）」とする。

※決定事項以外の検討項目に関すること

（1）6月22日の代表者会議で議長からの提案

- ・9月定例会より毎定例会終了後又は各会期終了後、正副議長で記者会見を行うことの検討

（2）各会派から出された意見

- ・共産党 自治法96条2項に基づく議決事件条例の制定、議会基本条例の制定、議員報酬の額、政務調査費の使途、本会議・委員会での質疑のあり方、議会報告会、「議会だより」の編集（議員定数条例の改正は不要）
- ・静友クラブ 「議会改革に関すること」（自治法96条2項に基づく議決事件条例の制定、議会基本条例の制定、議会会派のあり方、質問持ち時間制、議員定数条例の改正など）、議会の市民へのPRのあり方
- ・虹と緑 議会改革に関すること、先般の地方自治法改正に関わることなど。定数改正は項目に入れない。
- ・市民自治福祉クラブ 議会会派構成のあり方、質問持ち時間制の再検討、開かれた議会をどう実現するかの改善等……

3 特別委員会では条例案（改革案）等の策定（原案の作成）まで行う

4 検討項目の決定に当たっての留意点

- ・原則は委員会条例の規定によると過半数議決となるが、検討項目の性質から全会一致を基本とする。しかし全会一致に至らないときは、大方の賛同を目指して意思決定を行う。

5 その他

\* 共産党

- ・議会改革という性格上、採択は全会一致を原則とすること。

\* 静友クラブ

- ・月1回の開催を基本とし、必要に応じて委員会を開催する事とする。
- ・大会派からみる視点と小会派からみる視点は違う。
- ・何が二元代表制の下で「議会の改革」が必要なのか、互いに謙虚に耳を傾けるべきである。

\* 虹と緑

- ・参考人招致（少数会派含め各会派から推薦者を出してもらい全員の意見を聞く）。各地区での市民公聴会開催など開かれた委員会とする。